

9月15日に提供した資料「奈良県情報公開審査会の第278号答申について」の審査会の結論・判断理由欄の一部記載に誤りがありましたので、次の通り訂正します。

奈良県情報公開審査会の第278号答申について

行政文書の一部開示決定に対する審査請求についての諮問第432号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：令和5年9月14日
- ◎ 実施機関：県土マネジメント部 道路マネジメント課
- ◎ 対象行政文書：ア 防護柵工事（防災・安全交付金事業（道路環境整備））（工事開始日2021年3月1日完成日2021年7月30日）に係る工事番号、工事・委託業務名、工事箇所、現在全体契約額、工期開始日、完成日、工事概要及び施設名が分かる文書
イ 防護柵工事（防災・安全交付金事業（道路環境整備）（重点））（工事開始日2021年3月1日 完成日2021年5月28日）に係る工事番号、工事・委託業務名、工事箇所、現在全体契約額、工期開始日、完成日、工事概要及び施設名が分かる文書
ウ 未就学児童安全対策工事（防災安全交付金事業（道路環境整備）（国補正））に係る工事番号、工事・委託業務名、工事箇所、現在全体契約額、工期開始日、完成日、工事概要及び施設名が分かる文書
エ 防護柵工事（防災・安全交付金事業（道路環境整備）（重点）他）（工事開始日2020年9月3日 完成日2021年1月7日）に係る工事番号、工事・委託業務名、工事箇所、現在全体契約額、工期開始日、完成日、工事概要及び施設名が分かる文書
オ 防護柵工事（防災・安全交付金事業（道路環境整備）（重点）他）（工事開始日2021年3月1日 完成日2021年7月30日）に係る施工箇所が分かる位置図、施工状況が分かる文書、1工区計画平面図 S=1/250（第一回変更 図面番号5葉中1号）、2工区計画平面図 S=1/250（第一回変更 図面番号5葉中2号）、構造図（第一回変更 図面番号5葉中3号）、撤去平面図 S=1/250（第一回変更 図面番号5葉中4号）、撤去平面図 S=1/250（第一回変更 図面番号5葉中5号）、数量集計表（道路土工他）、数量集計表（作業土工）、単位数計算書（土工（プレキャスト基礎））、単位数計算書（車止めバリカー（基礎ブロック固定式）（掘削）、数量集計表（防護柵工）、単位数計算書（耐衝撃性車止め（基礎ブロック固定式））、単位数計算書（ガードパイプGp-Cp-2E）、ガードパイプ集計表、単位数計算書（ガードパイプGp-Cp-2B）、参考図、単位数計算書（耐衝撃性車止め（U型））、単位数計算書（耐衝撃性車止め）、単位数計算書（ラバーポール）、数量集計表（舗装工）、単位数計算書（アスファルト舗装工）、単位数計算書（車止めバリカー（基礎ブロック固定式）（アスファルト舗装工 下層路盤）、単位数計算書（現場発成品運搬）、数量集計表（撤去工）、単位数計算書（アスファルト舗装版撤去）、単位数計算書（車止めバリカー（基礎ブロック固定式）（アスファルト舗装版破碎）及び単位数計算書（既設水路撤去）
カ 防護柵工事（防災・安全交付金事業（道路環境整備）（重点））（工事開始日2021年3月1日完成日2021年5月28日）に係る施工箇所が分かる位置図、施工状況が分かる文書、1工区計画平面図 S=1:500 構造図 S=1時50分（第一回変更 図面番号6葉中1号）、2工区計画平面図S=1:500（第一回変更 図面番号6葉中2号）、3工区計画平面図 S=1:500（第一回変更図面番号6葉中3号）、舗装構造図S=1時10

分撤去平面図 S=1:500 (第一回変更 図面番号6葉中4号)、構造図 (第一回変更 図面番号6葉中5号) 車止めバリカー (参考図) S=図示固定式 (第一回変更 図面番号6葉中6号)、数量集計表、1工区、単位数量計算書 (掘削工 (1))、数量集計表 (防護柵工 (路側防護柵工))、単位数量計算書 (ガードパイプ (土中式))、1工区単位数量計算書 (車止めバリカー)、単位数量計算書 (車止めバリカー (基礎ブロック固定式) (平面図) (断面図))、1工区単位数量計算書 (車止めバリカー (基礎ブロック固定式) (アスファルト舗装工))、2工区、数量集計表 (道路土工)、単位数量計算書 (掘削工 (2))、単位数量計算書 (掘削工 (3))、単位数量計算書 (掘削工 (4))、単位数量計算書 (掘削工 (5))、単位数量計算書 (掘削工 (6))、数量集計表 (縁石工 (作業土工 縁石工))、縁石工 別添図、数量集計表 (縁石工 (切下げタイプ))、縁石工切下げ、縁石工切下げ 別添図、数量集計表 (排水構造物工)、L型側溝 土工根拠、数量集計表 (街渠工)、L型側溝工、L型側溝工 別添図、数量集計表 (防護柵工 (路側防護柵工 車止めポスト工))、単位数量計算書 (ガードパイプ (土中式))、2工区単位数量計算書 (車止めバリカー)、単位数量計算書 (車止めバリカー (基礎ブロック固定式) (掘削))、2工区単位数量計算書 (車止めバリカー (基礎ブロック固定式) (アスファルト舗装工))、舗装面積集計表、L型街渠工 舗装工、数量集計表 (構造物撤去工)、構造物撤去工 別添図、数量集計表 (区画線工 溶解式区画線)、区画線工別添図、区画線消去、区画線消去 別添図、3工区、数量集計表 (区画線工 区画線設置)、区画線及び区画線別添図

キ 未就学児童安全対策工事 (防災・安全交付金事業 (道路環境整備) (国補正)) に係る施工箇所が分かる位置図、施工状況が分かる文書、計画平面図 S=1:250 構造詳細図 (第1回変更 図面番号5葉中1号)、計画平面図 S=1:100 (第1回変更 図面番号5葉中2号)、計画平面図 S=1時30分 構造詳細図 (第1回変更 図面番号5葉中3号)、撤去平面図 S=1:100 構造詳細図 (第1回変更 図面番号5葉中4号) 及び舗装工 求積図 S=1時30分 (第1回変更 図面番号5葉中5号)、数量集計表 (防護柵工他)、防護柵設置工集計表、数量集計表 (舗装工他)、数量集計表 (材料計算書)、数量集計表 (車止めポスト基礎工)、単位数量計算書 (縁石工 歩車道境界ブロック)、単位数量計算書 (縁石工 歩道切下げブロック)、単位数量計算書 (縁石工 歩道段差ブロック)、単位数量計算書 (縁石工 地先境界ブロック)、数量計算書 (舗装打ち換え工他) 及び舗装工計算書

◎ 諮問に係る処分と理由

○ 決定：一部開示決定

○ 不開示部分：ア 工事番号、工事名の一部及び路線名

イ 防護柵工事 (防災・安全交付金事業 (道路環境整備)) (工事開始日2021/3/1 完成日2021/7/30) のうち、

(ア) 施工箇所が分かる位置図 (表題及び「奈良県道路網図を転載」の記述を除く。)

(イ) 着工前及び完成写真

(ウ) 施工箇所が分かる記述の一部

(エ) 1工区計画平面図 S=1/250 (第一回変更 図面番号5葉中1号) うち、施工箇所がわかる部分

(オ) 2工区計画平面図 S=1/250 (第一回変更 図面番号5葉中2号) うち、施工箇所がわかる部分

(カ) 撤去平面図 S=1/250 (第一回変更 図面番号5葉中4号) うち、施工箇所がわかる部分

(キ) 撤去平面図 S=1/250 (第一回変更 図面番号5葉中5号) うち、施工箇所がわかる部分

ウ 防護柵工事 (防災・安全交付金事業 (道路環境整備) (重点)) (工事開始日2021/3/1 完成日2021/5/28) のうち、

(ア) 施工箇所が分かる位置図 (表題を除く。)

(イ) 着工前及び竣工写真

(ウ) 1工区計画平面図 S=1:500 構造図 S=1:50 (第一回変更 図面番号6葉中1号) うち、施工箇所がわかる部分

(エ) 2工区計画平面図 S=1:500 (第一回変更 図面番号6葉中2号) うち、施工箇所がわかる部分

(オ) 3工区計画平面図 S=1:500 (第一回変更 図面番号6葉中3号) うち、施工箇所がわかる部分

(カ) 舗装構造図 S=1:10 撤去平面図 S=1:500 (第一回変更 図面番号6葉中4号) うち、施工箇所が分かる部分

- (キ) 1 工区単位数量計算書（車止めバリカー）うち、施工箇所がわかる部分
- (ク) 縁石工切下げうち、施工箇所がわかる部分
- (ケ) 縁石工切下げ 別添図うち、施工箇所がわかる部分
- (コ) L型側溝工 別添図うち、施工箇所がわかる部分
- (サ) 単位数量計算書（ガードパイプ（土中式））うち、施工箇所がわかる部分
- (シ) 2 工区単位数量計算書（車止めバリカー）うち、施工箇所がわかる部分
- (ス) 構造物撤去工 別添図うち、施工箇所がわかる部分
- (セ) 区画線工 別添図うち、施工箇所がわかる部分
- (ソ) 区画線 別添図
- エ 未就学児童安全対策工事（防災・安全交付金事業（道路環境整備）（国補正））のうち、
 - (ア) 施工箇所が分かる位置図（表題及び「奈良県道路網図を転載」の記述を除く。）
 - (イ) 着工前の写真及び竣工の写真
 - (ウ) 計画平面図 S=1:250 構造詳細図（第1回変更 図面番号5葉中1号）うち、施工箇所が分かる部分
 - (エ) 計画平面図 S=1:100（第1回変更 図面番号5葉中2号）うち、施工箇所が分かる部分
 - (オ) 撤去平面図 S=1:100 構造詳細図（第1回変更 図面番号5葉中4号）うち、施工箇所が分かる部分
- オ 防護柵工事（防災・安全交付金事業（道路環境整備）（重点）他）（工事開始日 2020/9/3 完了日2021/1/7）のうち、
 - (ア) 施工箇所が分かる位置図（表題及び「奈良県道路網図を転載」の記述を除く。）
 - (イ) 現況の写真、完了の写真及び施工箇所が分かる記述
 - (ウ) 計画平面図 S=1:500 構造図（第1回変更 図面番号7葉中1号）うち、施工箇所がわかる部分
 - (エ) 計画平面図 S=1:250 構造図（第1回変更 図面番号7葉中2号）うち、施工箇所がわかる部分
 - (オ) 計画平面図 S=1:100 構造図（第1回変更 図面番号7葉中3号）うち、施工箇所がわかる部分
 - (カ) 計画平面図 S=1:500 構造図（第1回変更 図面番号7葉中4号）うち、施工箇所が分かる部分
 - (キ) 計画平面図 S=1:100 構造図（第1回変更 図面番号7葉中5号）うち、施工箇所がわかる部分
 - (ク) 計画平面図 S=1:250 構造図（第1回変更 図面番号7葉中6号）うち、施工箇所がわかる部分
 - (ケ) 計画平面図 S=1:250 構造図（第1回変更 図面番号7葉中7号）うち、施工箇所がわかる部分
 - (コ) 数量集計表 レベル1（工事区分）：道路改良工事（附属施設工 路側防護柵工 コンクリート削孔）うち、施工箇所がわかる部分
 - (サ) 数量集計表 レベル1（工事区分）：道路改良工事（附属施設工 路側防護柵工 アスファルト削孔）うち、施工箇所がわかる部分
 - (シ) 数量集計表 レベル1（工事区分）：道路改良工事（土工 掘削）うち、施工箇所がわかる部分
 - (ス) 単位数量計算書（歩道復旧 北側歩道（当初））うち、施工箇所がわかる部分
 - (セ) 単位数量計算書（歩道復旧 北側歩道（第1回変更））うち、施工箇所がわかる部分
 - (ソ) 数量集計表 レベル1（工事区分）：道路改良工事（附属施設工 縁石）うち、施工箇所がわかる部分
 - (タ) 数量集計表 レベル1（工事区分）：道路改良工事（作業土工）うち、施工箇所がわかる部分
 - (チ) 数量集計表 レベル1（工事区分）：道路改良工事（附属施設工 路側防護柵工転落防止柵）うち、施工箇所がわかる部分
 - (ツ) 数量集計表 レベル1（工事区分）：道路改良工事（張りコンクリート）うち、施工箇所がわかる部分

○ 不開示理由：条例第7条第4号に該当

公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。

◎ 審査会の結論：実施機関は、本件審査請求の対象となった不開示部分を全て開示すべきである。

◎ 判断理由：

1 本件行政文書について

防護柵工事は、通学中の児童を巻き込む交通事故の発生を受け、防災・安全交付金事業等を活用しながら、通学路をはじめとする道路の交通安全性の向上を図るために、交通安全対策を講ずる工事である。

自動車

未就学児童安全対策工事とは、集団で歩道を通行中の園児等に児童が突入する事故等を受けて実施した緊急合同点検により、未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保について対策を講ずる工事である。

本件行政文書は、上記事業のうち令和3年1月7日、同年2月26日、同年5月28日及び同年7月30日完成した工事に係る数量計算書及び数量集計表並びに工事概要がわかる文書、施工状況がわかる文書及び図面等で、幼稚園名、保育園名及び学校名の記載はないものの、通園路及び通学路に係る工事名称、施工箇所、路線名、河川名及び施工箇所の写真が記載されているものである。

2 条例第7条第4号該当性について

審査請求人は、工事番号、工事名の一部、路線名、河川名、施工箇所がわかる部分、地名が分かる記述、施工前及び施工後の写真並びに施工箇所が分かる記述（以下、「本件不開示情報」という。）について、条例第7条第4号に該当しないため開示すべき旨主張しているもので、以下検討する。

条例第7条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」については、不開示とすることを定めている。

実施機関は、本件不開示情報を開示することにより、施設名称と施工箇所等を照らし合わせると特定の保育園の子どもが日常的に使用している通園路が特定できることから、当該通園路を使用している園児が襲われる等の犯罪にまきこまれるおそれがあると主張している。

道路標識等について、道路法第45条（道路標識等の設置）では、交通の安全と円滑を図るため必要な場所に道路標識等を設けなければならないという規定があり、本規定は小学生や園児等の通学・通園や幼稚園、保育所等が行う散策等の安全を確保することなどにも資するものであり、道路管理者において地域や学校からの要望等により必要に応じて設置しているものである。現に、学校・保育所等の近隣には、道路標識「学校、幼稚園、保育所等あり(208)」が設置されている箇所があることから、これらの情報により、道路利用者であれば、特別な調査をすることなく、通学路等を容易に特定することができる。

また、児童生徒等が被害に遭う交通事故等が依然として発生していることから、全国的に通学路の安全点検の実施がなされ、その点検によって抽出された対策必要箇所の対策箇所図や対策一覧表等については、ホームページ等により公表して適切に情報発信するように、国が都道府県教育委員会や市町村教育委員会に依頼をしていることがわかった。

そこで、当審査会が事務局に、奈良県内市町村における公表状況を調査させたところ、半数以上の市町村がホームページにおいて、通学路の危険対策箇所一覧表を掲載しており、中には通学路となっている道路の詳細な路線名及び番地までわかる記載、対策箇所の詳細な写真及び地図、あるいは通学路そのものをはっきりと図示している例も見受けられた。なお、本件不開示請求の対象となっている通学路対策の施工箇所の所在している市の公表情報を見分したところ、写真及び地図の掲載はないものの、小中学校名ごとに通学路となっている道路の路線名及び番地までわかる記載が公開されていることが確認された。さらに、県内各警察署のホームページについても見分すると、自転車の交通安全についてのページにおいて、通学路であることを理由に運転に注意するよう注意喚起する記載及び通学路の掲載も多く見受けられた。

確かに実施機関のいうように、当該行政文書を開示することによって、通学路など子どもが日常的に移動する経路が公になるため、集中的に子どもを襲おうとするような事例が発生し、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある可能性は、完全には否定できない。

しかし前述のとおり、道路利用者であれば通学路等の標識で容易に通学路を認知できるという現状があること、また、現に半数以上の市町村が何らかの形で通学路の危険箇所あるいは通学路そのものの公表を行っていること、そして警察署においても交通安全の観点から通学路の公表を行っていることから、本件不開示情報を開示したからといって、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす危険がさらに高まるとは言えない。

したがって、本件不開示情報は、通園路を使用している園児が犯罪にまきこまれ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由がある情報とは認められず、条例第7条第4号の不開示情報には該当しない。

3 理由付記の不備について

条例第11条第3項には、「開示請求に係る行政文書の全部を開示しない旨の決定又は一部を開示する旨の決定をしたときは、当該各項に規定する書面にその決定の理由を記載しなければならない。」と規定されているが、この規定は、不開示とする理由の有無について、行政の慎重かつ合理的な判断を確保するとともに、審査請求等に便宜を与える趣旨であると解される。

本件決定に係る理由付記について、審査請求人は、条例の規定を引き写しただけに過ぎないものであって、具体的な理由をまったく窺い知ることができない違法なものと言わざるを得ないと主張している。

この点、本件決定に係る行政文書一部開示決定通知書では、不開示部分を具体的に記載するとともに、不開示とした根拠条項と併せてその規定を適用した理由として、当該条文の該当部分を引用して不開示理由が記載されており、不開示情報が明らかにならない限度で具体的に記載されている。

これらのことから、本件決定に係る理由付記は、取り消さなければならないほどの不備があるとまでは言えない。

2 事案の経緯

① 開示請求	令和4年	3月11日		
② 決定	令和4年	5月6日	付けで一部開示決定	
③ 審査請求	令和4年	8月10日		
④ 諮問	令和4年	9月9日		
⑤ 経過	令和5年	1月19日	第264回審査会	審議
	令和5年	4月21日	第265回審査会	審議
	令和5年	5月29日	第266回審査会	審議
	令和5年	7月6日	第267回審査会	審議
	令和5年	8月3日	第268回審査会	審議